

議案第3号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部改正について

次のとおり鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例の一部を改正する条例

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例（平成14年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前

附 則

1 及び 2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成22年7月8日限り、その効力を失う。

附 則

1 及び 2 略

(この条例の失効)

3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。